会長		担当理事		会計	

日医発第72号（健Ⅱ）（地域）
令和５年４月５日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事　殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜萢　敏

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う啓発資材について

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛て標記の事務連絡がなされ、本会に対しても情報提供がありました。

本事務連絡は、本年５月８日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から５類感染症へ変更予定であることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の診療について、これまで対応していなかった医療機関も含めより幅広い医療機関に当たっていただける環境整備に向けて下記の医療機関向け啓発資材を作成した旨、連絡するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会および関係医療機関に対する情報提供について、ご高配のほどお願い申し上げます。

記

○治療について
・軽症患者における抗ウイルス薬選択の考え方

○院内感染対策について①
・新型コロナ患者・疑い患者診療時の個人防護具の選択について（入院・外来共通）
・外来における院内のゾーニング・動線分離

○院内感染対策について②
・病床の考え方・換気

○医療機関におけるマスク　・　面会について
・院内感染対策に留意しつつ面会を実施する流れ

○体調に異変を感じたら 国民の皆様への周知

（参考）
・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について（令和５年４月４日付け日医発第27号（地域）（健Ⅱ）参照）

加古八潮医師会
収受
5.4.11
第37号

事　務　連　絡
令和５年４月４日

各 ［都道府県／保健所設置市／特別区］ 衛生主管部（局）　御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
啓発資材について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和５年３月 17 日付け事務連絡）において、これまでコロナ診療に対応していなかった医療機関も含めて、幅広い医療機関にコロナ診療に当たっていただける環境を整備することが重要であることから、医療機関向けの啓発資材を追ってお示しすることとしていました。

今般、感染対策や診療方針に関する啓発資材（別紙）をとりまとめました。

貴部（局）におかれましては、内容について御了知の上、貴管内の医療機関等の関係者に周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、各医会等の関係団体に対しては、弊省から別途周知することとしておりますので、申し添えます。

以上

新型コロナウイルス感染症への対応について

（医療機関向けのリーフレット）

○　新型コロナウイルス感染症については、５月８日からの感染症法上の位置づけ変更に伴い、幅広い医療機関で診療に当たっていただくことができる環境を整備することが重要です。

○　このため、新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえ、各医療機関で年間を通じて必要な備えを行っていただくため、医療機関における**感染対策の見直し**や、感染対策に必要となる**設備整備や個人防護具の確保等の支援**を継続して行うこととしています。

○　今般、ご対応いただく各医療機関向けに、**感染対策や診療方針に関するリーフレット**を作成いたしましたので、ご活用ください。

<今回発出するリーフレット>

- **治療について**
- **院内感染対策について①**
- **院内感染対策について②**
- **医療機関におけるマスク・面会について**
- **体調に異変を感じたら（国民の皆様への周知）**

○　今後、以下のリーフレットも順次発出予定です。

- **医療従事者の療養期間の取扱い**
- **設備整備等への支援措置**
- **診療報酬上の特例措置**
- **オンライン診療・服薬指導**
- **応招義務**

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

治療について
（新型コロナウイルス感染症）

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

軽症患者における抗ウイルス薬選択の考え方

- 軽症患者では、**抗ウイルス薬などの特別な治療によらなくても自然に軽快することが多く、**その場合には経過観察のみ、または解熱鎮痛薬や鎮咳薬などの対症療法を必要に応じて行います。
- 初診時に、酸素飽和度を含めたバイタルサイン、発病から何日経過しているか、症状は軽快しているか、年齢・基礎疾患（重症化リスク因子）、ワクチン接種歴などを確認しましょう。
- 診察時は軽症と判断されても、発症２週目までに急速に症状が進行することがあり、高齢者では衰弱の進行、細菌性肺炎や誤嚥性肺炎の合併、せん妄などが出現し、入院治療が必要となることもあります（軽症から、中等症I/IIまたは重症への移行）。高齢以外の重症化のリスク因子のある方も、入院治療が必要となることがあるので注意しましょう。
- 発症から５日以内、かつ重症化リスクが高く病状の進行が予期される場合には、抗ウイルス薬（**レムデシビル**（ベクルリー点滴静注用）、**モルヌピラビル**（商品名：ラゲブリオカプセル）、**ニルマトレルビル／リトナビル**（商品名：パキロビッドパック））の投与が考慮されます。
- 発症から３日以内、かつ重症化リスク因子がなく、発熱、咽頭痛、咳などの症状が強い患者には、**エンシトレルビル**（商品名：ゾコーバ錠）の投与も考慮されます。
- ４剤の抗ウイルス薬のうちどれを選択するかは、**発症からの日数と重症化リスク因子の有無に加えて、妊娠の有無、腎機能、常用薬、点滴可能かどうか、変異株の流行状況をみて判断しましょう**（下記の【参考】軽症から中等症Iの患者に対する薬物療法の考え方を参照）。

【参考】軽症から中等症Ⅰの患者に対する薬物療法の考え方

薬剤選択において考慮すべき点	
地域で流行している変異株	中和抗体薬の有効性に影響する（有効性は試験管内レベルの実験結果で判断されることが多い） 2022 年 12 月現在，オミクロンに対して，中和抗体薬（日本国内で入手可能な製剤）の有効性は減弱している
点滴治療が可能か	レムデシビルは点滴投与が３～５日間必要である
常用薬があるか	ニルマトレルビル／リトナビルやエンシトレルビルは，相互作用のある薬剤が多い
腎機能障害があるか	レムデシビル，ニルマトレルビル／リトナビルは，腎機能障害がある場合，減量または投与を避ける必要がある
妊娠をしているか	モルヌピラビルやエンシトレルビルは催奇形性の懸念があり，妊婦または妊娠している可能性のある女性には禁忌

図4-1　重症度別マネジメントのまとめ

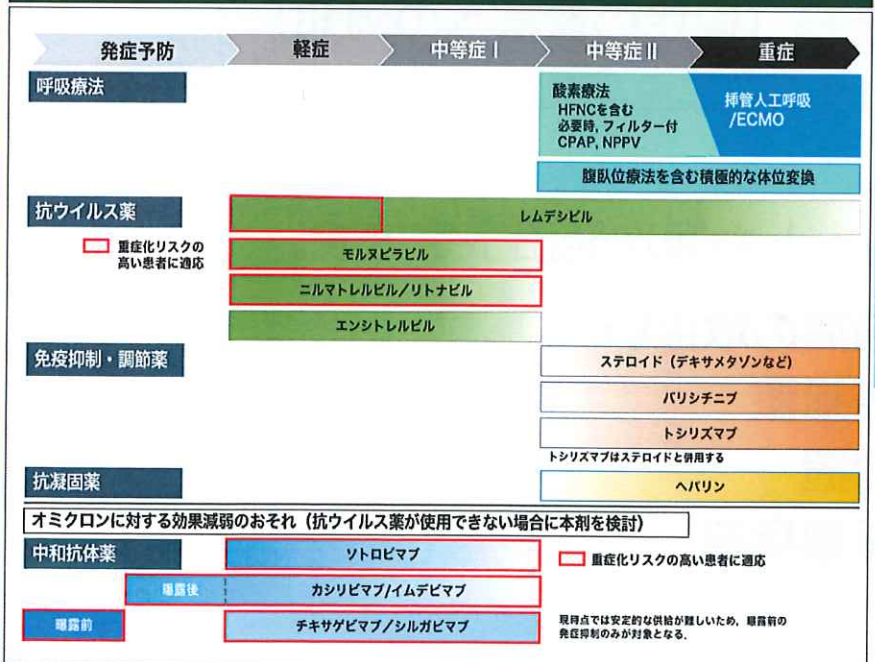


表2-1　主な重症化のリスク因子

- 65 歳以上の高齢者
- 悪性腫瘍
- 慢性呼吸器疾患（COPD など）
- 慢性腎臓病
- 糖尿病
- 高血圧
- 脂質異常症
- 心血管疾患
- 脳血管疾患
- 肥満（BMI 30 以上）
- 喫煙
- 固形臓器移植後の免疫不全
- 妊娠後半期
- 免疫抑制・調節薬の使用
- HIV 感染症（特に CD4 <200/ μ L））

詳細は下記診療の手引き第９版をご確認ください。

新型コロナウイルス感染症
診療の手引き第９版

・重症度は発症からの日数、ワクチン接種歴、重症化リスク因子、合併症などを考慮して、繰り返し評価を行うことが重要である。
・個々の患者の治療は、基礎疾患や合併症、患者の意思、地域の医療体制などを加味した上で個別に判断する。
・薬物療法はCOVID-19やその合併症を適応症として日本国内で承認されている薬剤のみを記載した。詳細な使用法は、「5　薬物療法」および添付文章などを参照すること。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・9.0版（https://www.mhlw.go.jp/content/000936655.pdf）pp.11, 32-35

院内感染対策について①

（新型コロナウイルス感染症）

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

■ 新型コロナウイルス感染症の患者・疑い患者を診療する場合の感染対策は

学会等の感染対策ガイドラインに沿いつつ効率性も考慮した対応をお願いしますo

新型コロナ患者・疑い患者診療時の個人防護具の選択について（入院・外来共通）

1. サージカルマスク：常に着用
（交換は汚染した場合や勤務終了時等）

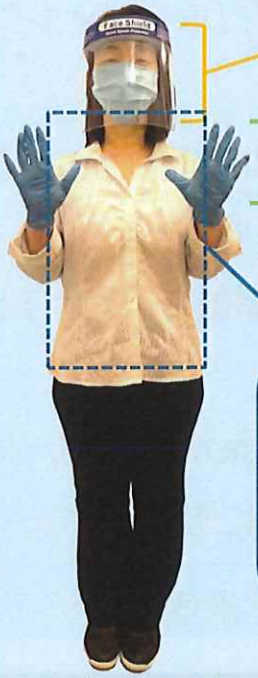
2. ゴーグル・フェイスシールド：
飛沫曝露のリスクがある場合(※1)に装着
(交換はサージカルマスクと同様)

（※1）患者がマスクの着用ができない場合、
近い距離での処置、検体採取時等

3. 手袋とガウン：患者および患者周囲の汚染箇所に直接接触する可能性がある場合に装着（患者および患者周囲の汚染箇所に直接接触しない場合は不要）

4. N95マスク：エアロゾル産生手技(※2)を実施する場合や激しい咳のある患者や大きな声を出す患者に対応する場合に装着

【個人防護具の着脱の例（外来）】



マスク、フェイスシールドは、汚染※した場合や勤務終了時などに交換

手袋は患者毎に交換

ガウンは、手以外の部位が患者に直接接触することが見込まれる場合や、大量の飛沫の曝露が見込まれる場合のみ装着し、その都度交換する。

サージカルマスク、フェイスシールド、手袋を基本とし、ガウンは必要時のみ装着

※汚染した場合とは、大量の飛沫への曝露、患者に直接接触した場合など

（出典）一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会「診療所における効果的な感染対策の好事例の紹介」（2022 年11 月28 日）

（※2）気管挿管・抜管、気道吸引、ネーザルハイフロー装着、NPPV 装着、気管切開術、心肺蘇生、用手換気、上部消化管、内視鏡、気管支鏡検査、ネブライザー療法、誘発採痰など

外来における院内のゾーニング・動線分離

1. 待合の工夫 (例)：自家用車で来院している患者は車中で待機

2. 診察・検体採取時の工夫(例）：

・パーティションによる簡易な分離、空き部屋等の活用

・検体採取を屋外や駐車場の車中で実施 (プライバシーに配慮)

・発熱患者の導線を分離（矢印等で解りやすく表示）

3. 上記の空間的分離が構造的に困難な場合は時間的分離で対応

【参照】
① 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第5版
② 診療所における効果的な感染対策の好事例の紹介
③ 新型コロナウイルス感染症診療の手引き第９版
④ 令和４年度院内感染対策講習会「新型コロナウイルス感染症に関する特別講習会」
（HP中段『２．感染拡大防止に関する事項』の中に動画と講義資料のリンクあり）

① ② ③ ④

院内感染対策について②

（新型コロナウイルス感染症）

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

病床の考え方・換気

1. **病棟**：病棟全体のゾーニング（専用病棟化）は基本的に不要
2. **病室**：以下の点に留意する

- **確定患者：**

 個室が望ましいがコホーティング（同じ感染症の患者同士を同室）も可

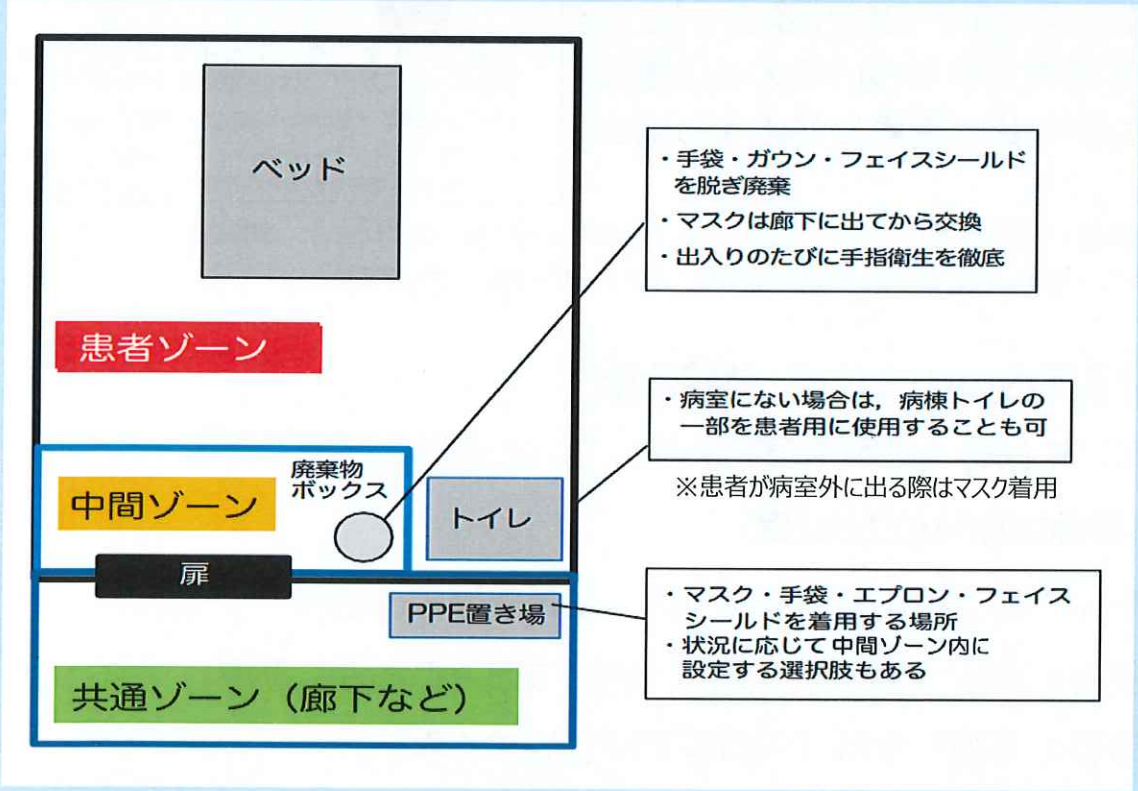
- **疑い患者：**

 コロナ以外の疾患の可能性があるため確定患者と別の病室となるよう原則として個室に収容

- **ゾーニングは病室単位で**行う（下図参考）
- **換気：**

病室内から廊下へ空気が流れないよう、空調換気設備の吸排気の設定や適切なメンテナンス、必要に応じたクリーンパーティションを利用

【病室単位でのゾーニングの見取り図（案）】



（出典）新型コロナウイルス感染症診療の手引き第９版（一部改）

【参照】
① 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第5版
② 新型コロナウイルス感染症診療の手引き第９版
③ 令和４年度院内感染対策講習会「新型コロナウイルス感染症に関する特別講習会」（HP中段に動画と講義資料のリンクあり）

① ② ③

医療機関におけるマスク・面会について
（新型コロナウイルス感染症）

■ マスクについて、医療機関への受診時や訪問時はマスクの着用が推奨されています。

■ 医療機関における面会については

面会の重要性と院内感染対策の両方に留意し、患者及び面会者の交流の機会を可能な範囲で確保するよう各医療機関で検討をお願いします。

- 地域における感染の拡大状況や入院患者の状況等のほか、患者及び面会者の体調等を総合的に考慮してください。

院内感染対策に留意しつつ面会を実施する流れ

1. 面会者への対応

- 体調や、直近の発熱患者等との接触歴を確認
- 必要な場合は、人数や時間に条件を設定
- 面会者のマスク着用や手指衛生を徹底

2. 面会場所の工夫（右図参照）

- 大部屋患者の場合はデイルーム等を面会場所とする
- 患者・面会者ともに常にマスクを装着
- 常時換気する

【面会のイメージ】



（出典）令和４年度院内感染対策講習会④
「新型コロナウイルス感染症に関する特別講習会」
（日本環境感染学会）
（下記QRコードコード参照）

3. その他

- 上記のような対応でも対面面会が困難な場合オンライン面会を実施
- 新型コロナ患者についても、状況に応じて、可能な範囲で、オンライン面会や、面会者に個人防護具の着用を指導した上での対面面会等の対応をご検討ください。

【参照】
① 令和４年度院内感染対策講習会「新型コロナウイルス感染症に関する特別講習会」『２．感染対策』（HP中段『２．感染拡大防止に関する事項』の中に動画と講義資料のリンクあり）（上記の工夫例は講義スライドp35）
② 事務連絡「医療施設等における感染拡大防止に留意した面会の事例について」（令和３年11月24日付事務連絡）別添：院内感染対策に留意した面会の事例

①　②

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

5月8日以降も感染拡大に備え

体調に異変を感じたら

～自分で検査、すばやく療養、医療機関のかかり方は？～

「新型コロナに感染したかも・・？」と思ったら？

医療機関に行く前に
- あわてずに、症状や常備薬をチェック
- 国が承認したキットを用いてチェック



【陽性だった場合】
症状が軽い場合は、自宅等で療養を開始しましょう

【陰性だった場合】
症状がある場合のマスク着用や、手洗い等の基本的な感染予防対策を継続しましょう

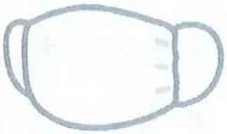
- 重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦など）や、症状が重いなど受診を希望される方は、医療機関に連絡しましょう

受診する際に、医療機関に連絡しましょう

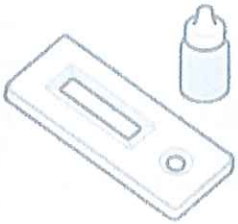
医療機関、薬局、高齢者施設等に行く時は、感染対策を行いましょう

新型コロナウイルスは感染力が強いため
高齢の方や、基礎疾患をお持ちの方を守るためにも

マスクを着用しましょう



発熱などの体調不良時にそなえて、準備しておきましょう



- **新型コロナ抗原定性キット※**
- **解熱鎮痛薬**

かかりつけ薬剤師・薬局にお気軽にご相談ください

※ 国が承認した「体外診断用医薬品」を選んでください
「研究用」は国が承認したものではありません

市販の解熱鎮痛薬



- **電話相談窓口などの連絡先**

受診・相談センターなどお住まいの地域の相談窓口、「救急車利用マニュアル」
＃７１１９（救急要請相談）
＃８０００（こども医療相談）など

生活必需品なども用意しておきましょう
（体温計・日持ちする食料など）

受診・相談センター

救急車利用マニュアル

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare